



持続可能な

公共交通に向けて

▲ 4月から運行する予約型交通（仮称）では、愛称・デザイン募集中です。



なぜ見直したの？

本町ではこれまで、「巡回バス」や「日交バス」などで、町内の公共交通を維持してきました。また、福祉施策として、高齢の方及び障がいのある方が町内の移動や町外の通院に利用されたタクシー料金の一部を補助する「福祉タクシー事業」と、心身の状況によってそれらが利用できない方の通院のための「外出支援事業」を行ってきました。

しかし、現在の公共交通のしくみと交通施策では、運行範囲や利用者が限られ、町民のすべての方が平等に利用できませんでした。

このようなことから町では、2年あまり前から、基本となる公共交通のあり方について、関係機関や住民代表にもご参加いただき、公共交通会議で議論し、慎重に検討を重ねてきました。そして、4月からいよいよ「予約型交通」の運行を開始する運びとなったことから、併せて町の交通施策も総合的に見直しました。

これにより、将来に渡って

持続可能な公共交通となります。



どのように見直しを進めたの？



見直しはこれで終わりの？

平成22年に実施した全世帯アンケート調査などを基に作成した、町営バスへの予約制導入による効率化、交通空白地域の解消（全ての集落で公共交通が利用できる）及び電気自動車使用による環境保護を柱とした見直し案（詳細は広報だいせん2月号参照）や、本年1月に行った「見直し案への意見」募集の結果をふまえて、運賃割引の拡大などの修正を行い、見直しを進めてきました。このほか、予約型交通の実施により福祉タクシー事業についても制度の見直しを行うこととなりました。（詳細は8ページ）

4月にスタートしますが、3カ月間は試行期間と位置づけ、制度の不具合などあれば改めて見直します。また、今後利用状況などに即して、より効率的になるよう検討・見直しを適宜行います。

見直しの経過

H21年11月	「新公共交通のあり方」とりくみ開始
H22年5月	交通会議委員増員、検討強化・全世帯アンケート実施
11月	アンケート結果に基づく区域運行の予約型交通を中心とした見直し事務局案決定
12月	交通会議法定協議会化、見直し事務局案は制度上の問題により国から再考指導有り
H23年3月	交通会議で見直し2案（路線予約型中心の見直し1案（現制度で実現可）、区域運行の予約型交通中心の見直し2案（特区制度利用））決定

4月	1案は住民意見募集へ
7月	2案は特区に提案
8月	国より2案が可との見解が出る 交通会議で2案の採用を確認
12月	交通会議で2案を基にした町全域を区域運行する予約型交通を中心とした新見直し案決定
H24年1月	住民意見募集
2月	交通会議で住民意見に基づく修正案決定
4月2日	予約型交通スタート